

鹿 児 島 県 公 報

平成25年10月29日（火）第2953号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 有害な映画等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 2
- 鳥獣保護区の存続期間の更新及び区域の表示の変更 (※) (自然保護課取扱い) 2
- 鳥獣保護区の存続期間の更新 (※) (自然保護課取扱い) 7
- 鳥獣保護区の指定の解除 (※) (自然保護課取扱い) 8
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定 (※) (自然保護課取扱い) 8
- 特定猟具使用禁止区域の指定 (※) (自然保護課取扱い) 8
- 災害救助法に基づく救助の実施 (社会福祉課取扱い) 11
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 11
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 12
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 12
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 12
- 都市計画道路の変更案の縦覧 (都市計画課取扱い) 12

公 告

- 競争入札の参加者の資格に関する公告 (管財課取扱い) 13
- 一般競争入札公告 (管財課取扱い) 15

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正 (※) (選挙管理委員会取扱い) 18

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活環境課取扱い) 18

告 示

鹿児島県告示第1110号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第8条第2項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成25年10月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8275	平成25年 10月21日	映 画	兄嫁 禁断の誘い	新東宝映画	全 部	著しく青 少年の性的 感情を刺激 し、その健 全な育成を 阻害するお それがある。
8276			人妻不倫痴態 女医・弁護士・教師	新日本映像		
8277			熟女の色香 豊潤な恥羞	オーピー映画		
8278			レイプ 恥獄	新東宝映画		
8279			逆セクハラの危険 私は、変態常習者	新日本映像		
8280			乱交白衣 暴淫くわえ責め	オーピー映画		
8281			絶頂くらべ 人妻の味	新東宝映画		
8282			美人教員 バイブとセクハラ	新東宝映画		

8283		むっちり家政婦 吸いつきご奉仕	オーピー映画	
------	--	-----------------	--------	--

鹿児島県告示第1111号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成25年10月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
24878	平成25年 10月21日	雑 誌	恋愛白書パステル 11月号 19625-11	宙出版	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
24879			Young Love Comic a y a 11月号 18815-11	竹書房		
24880			無敵恋愛エスガール 11月号 08577-11	ぶんか社		
24881			絶対恋愛Sweet 11月号 15557-11	笠倉出版社		
24882			BOY'Sピアス 11月号 18161-11	マガジン・マガジン		
24883			コミック ホットミルク 11月号 13941-11	コアマガジン		
24884			COMIC 快樂天 11月号 13877-11	ワニマガジン社		
24885			COMIC 快樂天ビースト 11月号 13835-11	ワニマガジン社		
24886			実録四十路妻専科 11月号 05191-11	一水社		

鹿児島県告示第1112号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新し、その区域の表示を同表の中欄に掲げるとおり変更する。

平成25年10月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	区 域	存続期間
平川鳥獣保護区（昭和48年10月31日鹿児島県告示第1298号の5をもって設定）	鹿児島市下福元町地内における国道225号と国道226号との交点を起点とし、同点から同国道を同国道と県道谷山知覧線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を鹿児島市平川町と鹿児島市喜入瀬々串町との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を南九州市、鹿児島市平川町及び鹿児島市喜入瀬々串町の三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から鹿児島市と南九州市との境界線を同境界線と国道225号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成25年 11月1日 から平成 35年10月 31日まで
吾平山陵鳥獣保護区（昭和48年10月31日鹿児島県告示第1298号の5	鹿屋市吾平町上名地内における県道折生野神野吾平線と鹿屋市道水流線との北側の交点を起点とし、同点から同県道を同県道と鹿屋市道黒羽子線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿屋市道黒羽子大窪線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿屋市農道	平成25年 11月1日 から平成 35年10月 31日まで

をもって設定)	黒羽子1号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と大隅森林管理署国有林27林班とを結ぶ里道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同里道を同国有林27林班と民有林との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と始良川市之渡橋に最も近いえん堤の最も東側の点と同境界線とを最短距離で結ぶ直線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同直線をえん堤との交点方向へ進み同点に至り、同点から同えん堤を同えん堤の最も西側の点と県道折生野神野吾平線と鹿屋市農道水無ヶ尾線との交点とを最短距離で結ぶ直線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同直線を同直線と県道折生野神野吾平線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と鹿屋市道水流線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	
戸柱大島鳥獣保護区（昭和48年10月31日鹿児島県告示第1298号の5をもって設定）	阿久根市波留地内における国道3号と阿久根市道3-5-7線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と阿久根市道6-52線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と阿久根市道佐潟榑山線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と春木川との交点（佐潟橋）方向へ進み同点に至り、同点から同川右岸を同川右岸と海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から海岸線を佐潟鼻及び倉津ノ鼻を経て海岸線と大橋川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を同川左岸と国道3号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域並びに桑島及び大島の区域	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
中郷池周辺鳥獣保護区（昭和48年10月31日鹿児島県告示第1298号の5をもって設定）	薩摩川内市国分寺町地内における薩摩川内市道風口・山田島線と薩摩川内市道大小路・越之巣線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と薩摩川内市道御陵下・瀬ノ岡線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と薩摩川内市道前畑・瀬ノ岡線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と薩摩川内市道西町・瀬ノ岡線との東側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と薩摩川内市道瀬ノ岡・丸山線との東側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と薩摩川内市道山田島・向鶴線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と薩摩川内市道配水池・上池線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と薩摩川内市道鶴峯・向鶴線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と薩摩川内市道風口・山田島線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
吹上潟鳥獣保護区（昭和48年10月31日鹿児島県告示第1298号の5をもって設定）	日置市吹上町中原地内における国道270号と日置市道中原入来浜線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と日置市道今田浜入来浜線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と伊作川右岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川右岸を同川右岸と海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から海岸線を海岸線と小野川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同点と日置市道花熟里松瀉線の終点とを最短距離で結ぶ直線を日置市道花熟里松瀉	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

	線の終点方向へ進み同終点に至り，同終点から同市道を同市道と国道270号との交点方向へ進み同点に至り，同点から同国道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	
南之郷花房鳥獣保護区（平成5年10月4日鹿児島県告示第1698号をもって設定）	曾於市末吉町南之郷地内における県道垂水南之郷線と国道222号との交点を起点とし，同点から同国道を同国道と鹿児島県と宮崎県との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界線と大隅森林管理署国有林2115林班と同国有林2117林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同国有林2115林班，2117林班及び2116林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林2116林班と同国有林2117林班との境界線を同国有林2116林班，2117林班及び2118林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同三方界と大隅森林管理署花房林道を最短距離で結ぶ直線を同林道との交点方向へ進み同点に至り，同点から同林道を同林道と曾於市道花房線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と曾於市道新田山・花房線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と県道南之郷志布志線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を同県道と県道垂水南之郷線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
上小川鳥獣保護区（昭和58年10月7日鹿児島県告示第1662号をもって設定）	霧島市国分上井地内における霧島市道上井1号線と霧島市道上井10号線との交点を起点とし，同点から同市道を同市道と霧島市道国分～銅田線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と霧島市道宮下～名波線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と同市国分山下町1980番1から4334番1に通ずる里道との交点方向へ進み同点に至り，同点から同里道を同里道と同市国分山下町4332番1，4333番及び4341番4の区域と4326番1，4329番，4332番及び4332番3の区域との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界線と同市上井632番4から663番1に通ずる里道との交点方向へ進み同点に至り，同点から同里道を同里道と霧島市道上井団地～梅ヶ谷線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と県道大川原小村線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を同県道と霧島市道上井1号線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
鹿児島県民の森鳥獣保護区（昭和58年10月7日鹿児島県告示第1662号をもって設定）	霧島市溝辺町有川地内における霧島市溝辺町民有林22林班と23林班との境界線と県林道丹生附線との交点を起点とし，同点から同林道を同林道と県林道堅山線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同林道を同林道と霧島市溝辺町有川2962番，2970番5，2970番6，2971番，2972番，2972番1，2972番1と2972番に介在する水路，2973番2，2973番4，2976番，3028番2，3029番1，3029番3，3595番，3596番，3596番と3598番に介在する水路，3598番から3601番まで，3601番と3612番に接する無籍地，3610番，3612番及び3617番の区域と同市溝辺町有川2954番2，2960番1，2970番1，2970番2，2977番，2979番，2981番1，2981番8，2987番49，2981番4と2987番47と2987番49に隣接する道路，2987番50，	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

	<p>2987番51, 2994番, 3002番, 3022番2, 3022番3, 3615番及び3616番の区域との境界線との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同境界線を同境界線と同民有林20林班と21林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同境界線を同境界線と鹿児島森林管理署国有林12林班と民有林との境界線との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同境界線を同境界線と県林道長尾山線との最も南側の交点方向へ進み同点に至り, 同点から同林道を同林道と始良市林道徳丸線との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同林道を同林道と始良市道瀬戸段・飛野線との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同市道を同市道と始良市道北山・飛野線との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同市道を同市道と始良市林道飛野1号線との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同林道を同林道と牟田山橋との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同橋を同橋と始良市北山3441番2及び3454番1の区域と同市北山3441番1, 3443番13, 3443番14及び3454番1と3458番1に介在する道路の区域との境界線との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同境界線を同境界線上に設置してある鹿児島県民の森鳥獣保護区1号境界柱設置点方向へ進み同設置点に至り, 同設置点から同市北山3294番, 3297番2, 3299番1, 3299番2, 3436番4, 3436番8及び3436番9の区域と3297番3, 3297番9, 3297番10, 3436番2及び3436番3の区域との境界線上に設置してある鹿児島県民の森鳥獣保護区2号境界柱設置点とを結ぶ直線を同設置点方向へ進み同設置点に至り, 同設置点から同境界線を同境界線と同市北山3297番9から3313番に通ずる里道との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同里道を同里道と松ヶ迫川との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同川右岸を同川右岸と山田川右岸との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同点と始良市林道飛野線とを最短距離で結ぶ直線を同直線と始良市林道飛野線との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同林道を同林道と同市北山3287番1と3291番3に介在する水路との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同点と始良市林道長尾山線上に設置してある鹿児島県民の森鳥獣保護区3号境界柱とを結ぶ直線を同設置点方向へ進み同設置点に至り, 同設置点から同林道を同林道と県道十三谷重富線との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同県道を同県道と鹿児島森林管理署国有林14林班から19林班まで及び21林班の区域と民有林との境界線との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同境界線を同境界線と霧島市溝辺町民有林22林班と23林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り, 同点から同境界線を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域</p>	
<p>観音ヶ池鳥獣保護区（平成5年10月4日鹿児島県告示第1698号をもって設定）</p>	<p>いちき串木野市川上地内における県道郷戸市来線といちき串木野市道内門上野線との交点を起点とし, 同点から同市道を同市道といちき串木野市湊町1239番3, 1241番2, 1242番に接する水路及び1251番32並びに同市大里7543番5及び7543番7から10までの区域と同市湊町1239番1, 1239番1と同市大里4283番1に介在する水路, 同市湊町1240番1及び1252番2並びに同市大里4283番2, 7414番4から6まで, 7541番1, 7541番4, 7542番及び7543番1の区域との境界線との交点方</p>	<p>平成25年11月1日から平成35年10月31日まで</p>

	向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線といちき串木野市道寺迫観音ヶ池線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道といちき串木野市道外戸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道といちき串木野市道勘場堀線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道といちき串木野市道柿細り線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と南九州西回り自動車道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同自動車道を同自動車道と農道外戸牛ノ江線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と県道郷戸市来線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	
照島鳥獣保護区（昭和48年10月31日鹿児島県告示第1298号の5をもって設定）	いちき串木野市照島地内における国道3号といちき串木野市道六反田線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道といちき串木野市道別府・上名線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道といちき串木野市道別府八房線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と国道3号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と八房川右岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川右岸を同川右岸と海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から海岸線を長崎鼻を経て海岸線といちき串木野市道大原・港線との終点とを最短距離で結ぶ直線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同直線を同直線といちき串木野市道大原・港線の終点との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道といちき串木野市道大原・泻下線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と国道3号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域及び照島の区域	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
坊岬鳥獣保護区（昭和48年10月31日鹿児島県告示第1298号の5をもって設定）	南さつま市坊津町泊地内における国道226号と南さつま市道中坊小泊線との北側の交点を起点とし、同点から同市道を同市道と国道226号との南側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と南さつま市道塩ヶ浦線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と南さつま市道浦尻線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と同市大字坊津町坊小字田ノ尻地内において同市道から浦尻海岸に至る舗装道路との交点方向へ進み同点に至り、同点から同舗装道路を同舗装道路の最も南側の点方向へ進み同点に至り、同点から同点と海岸線とを最短距離で結ぶ直線を同直線と海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から海岸線を坊岬、寺ヶ崎及び荒所を経て海岸線から起点とを最短距離で結ぶ直線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同直線を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
菱刈小学校鳥獣保護区（昭和48年10月31日鹿児島県告示第1298号の5をもって設定）	伊佐市菱刈前目地内における伊佐市道菱刈～重留線と白坂道路改修記念碑前の農道との交点を起点とし、同点から同農道を同農道と伊佐市道前目麓～徳辺線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と伊佐市道前目2号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道川西菱刈線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と県道菱刈横川線との交点方向へ進み同点に至り、	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

	同点から同県道を同県道と伊佐市道前目19号線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と伊佐市道菱刈～重留線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	
奥十曾鳥獣保護区（昭和58年10月7日鹿児島県告示第1662号をもって設定）	北薩森林管理署国有林2061林班の1小班，2062林班，2063林班，2064林班イ，い，ろ，は，に，に1，ほ，へ，へ1，へ2，へ3，へ4，と，と1，と2，と3，ち，ち1，ち2，ち3，ち4，り，ぬ，る，そ1，そ2，そ3及びそ4の各小班並びに2066林班から2069林班までの区域	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
八幡公園鳥獣保護区（昭和48年10月31日鹿児島県告示第1298号の5をもって設定）	始良市蒲生町上久徳地内における始良市道新辻線と県道川内加治木線との交点を起点とし，同点から同県道を同県道と始良市道大北線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と県道浦蒲生線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を同県道と始良市道永興寺線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と始良市道新辻線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
新富城山鳥獣保護区（平成15年10月31日鹿児島県告示第1346号をもって指定）	肝属郡肝付町新富地内における県道岸良高山線と肝付町道神成窪野崎線との交点を起点とし，同点から同町道を同町道と肝付町道松崎下永山線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同町道を同町道と肝付町新富字船迫6481番地から広域農道高山線に通ずる里道との交点方向へ進み同点に至り，同点から同里道を同里道と広域農道高山線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同農道を同農道と肝付町道下永山線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同町道を同町道と肝付町道下ノ門永山線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同町道を同町道と肝付町道屋治前本城線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同町道を同町道と肝付町新富字中村園5762番地1から肝付町新富字神之市川原5712番地1に通ずる里道との南側の交点方向へ進み同点に至り，同点から同里道を同里道と肝付町道屋治前本城線との北側の交点方向へ進み同点に至り，同点から同町道を同町道と県道岸良高山線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
長雲峠鳥獣保護区（昭和58年10月7日鹿児島県告示第1662号をもって設定）	大島郡龍郷町円地内における龍郷町林道円線と龍郷町道本茶安木屋場線との交点を起点とし，同点から同町道を同町道と里道（通称長雲道）との交点方向へ進み同点に至り，同点から同里道を同里道と円本川との交点方向へ進み同点に至り，同点から同川を龍郷町林道円線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同林道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

鹿児島県告示第1113号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により，次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

平成25年10月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名	称	存 続 期 間
---	---	---------

馬毛島鳥獣保護区（昭和61年10月31日鹿児島県告示第1836号をもって設定）	平成25年11月1日から平成26年10月31日まで
小杉谷鳥獣保護区（昭和58年10月7日鹿児島県告示第1662号をもって設定）	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
荒川鳥獣保護区（昭和58年10月7日鹿児島県告示第1662号をもって設定）	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
宮之浦岳鳥獣保護区（昭和58年10月7日鹿児島県告示第1662号をもって設定）	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

鹿児島県告示第1114号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第8項の規定により、次の鳥獣保護区の指定を平成25年10月31日をもって解除する。

平成25年10月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	区 域
皆倉鳥獣保護区（昭和51年11月1日鹿児島県告示第1235号をもって設定）	肝属郡錦江町神川地内における錦江町道神川中原線と錦江町道神川線との交点を起点とし、同点から同町道を同町道と国道269号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と鹿屋市と錦江町との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と錦江町道桜原線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と錦江町道神川中原線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

鹿児島県告示第1115号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、宮之浦岳鳥獣保護区（昭和58年10月7日鹿児島県告示第1662号をもって設定）の区域内に次のとおり特別保護地区を指定する。

平成25年10月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	区 域	存続期間
宮之浦岳鳥獣保護区特別保護地区	屋久島森林管理署国有林93林班ほ及びイの各小班，94林班は及びイの各小班並びに97林班の区域	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

鹿児島県告示第1116号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成25年10月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	区 域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
手蓑特定猟具使用禁止区域	南九州市知覧町郡地内における南九州市道手蓑線と県道谷山知覧線との交点を起点とし、同点から同県道を同県道と県道指宿鹿児島インター線との南側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と南九州市と鹿児島市との境界線との南九州市知覧町郡字迫道鼻地内における交点方向へ進み同点に至り、同点から同	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	銃器

	境界線を同境界線と県道指宿鹿児島インター線との同市知覧町永里字迫道地内における北側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道と同県道と南九州市と鹿児島市との境界線との南九州市知覧町永里字迫道地内における南側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と鹿児島森林管理署東谷林道19支線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を同林道と鹿児島森林管理署国有林18林班と同国有林19林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同林班い118小班と同林班に173小班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同林班い118小班と同林班い17小班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同林班い118小班と南九州市知覧町民有林26林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線の最も北側の点方向へ進み同点に至り、同点から同点と南九州市道手蓑線とを最短距離で結ぶ直線と同直線と同市道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域		
県立北薩広域公園特定猟具使用禁止区域	薩摩郡さつま町虎居地内における国道504号と海老川右岸との交点（大徳寺橋）を起点とし、同点から同川右岸を同川右岸と川内川右岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同点と同川左岸とを最短距離で結ぶ直線と同直線と同川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を同川左岸と同川右岸と泊野川左岸との交点とを最短距離で結ぶ直線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同直線を川内川右岸と泊野川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から川内川右岸を同川右岸とさつま町道五日町川口梁原線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道とさつま町道川口日当瀬一ツ木線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道とさつま町道川口平川線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と県道東郷山田宮之城線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道と同県道と国道504号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成25年 11月1日 から平成 35年10月 31日まで	銃器
草ノ丘いこいの森特定猟具使用禁止区域	曾於郡大崎町野方地内における大崎町道持留盲歩危線と大崎町道釜ヶ宇都池段線との交点を起点とし、同点から同町道を同町道と大崎町道盲歩危池段線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と大崎町道角堂篠段線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町	平成25年 11月1日 から平成 35年10月 31日まで	銃器

	<p>道を同町道と大崎町道篠段立本線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同町道を同町道と志布志市道岩瀬戸1号線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と志布志市道立本岩瀬戸線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と志布志市道針山下原線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と志布志市道立本草野1号線との北側の交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と志布志市道立本草野4号線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と大崎町道岡別府滞留線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同町道を同町道と大崎町道岡別府大久保線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同町道を同町道と大崎町道滞留盲歩危線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同町道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域</p>		
<p>大隅自然休養林特定猟具使用禁止区域</p>	<p>鹿屋市有武町地内における大隅森林管理署峰越連絡林道高隈線と九州自然歩道（北大隅コース）との交点を起点とし，同点から同自然歩道を同自然歩道と鹿屋市と垂水市との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界線と大隅森林管理署国有林160林班と同国有林159林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界線と大隅森林管理署大笹柄林道との交点方向へ進み同点に至り，同点から同林道を同林道と同国有林161林班と同国有林162林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界線と同国有林161林班と鹿屋市民有林との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界線と同国有林157林班と鹿屋市民有林との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界線と同国有林154林班と鹿屋市民有林との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界線と同国有林154林班と同国有林153林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界線と同国有林154林班と同国有林152林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界線と同国有林154林班と同国有林151林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界線と同国有林154林班と同国有林150林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界線と同国有林155林班と同国有林150林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界線と大隅森林管理署峰越連絡林道高隈線</p>	<p>平成25年11月1日から平成35年10月31日まで</p>	<p>銃器</p>

	との交点方向へ進み同点に至り，同点から同林道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域		
井神島特定 猟具使用禁 止区域	鹿屋市吾平町下名地内における鹿屋市道東線と肝属川左岸との交点を起点とし，同点から同川左岸を同川左岸と肝付町と鹿屋市との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界線と県道高山吾平線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を同県道と始良川左岸との交点方向へ進み同点に至り，同点から同川左岸を同川左岸と肝属川右岸との交点方向へ進み同点に至り，同点から同点と起点とを最短距離で結ぶ直線を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成25年 11月1日 から平成 35年10月 31日まで	銃器
城山特定猟 具使用禁止 区域	垂水市市木地内における垂水市道垂水49号線と垂水市道丸尾1号線との交点を起点とし，同点から同市道を同市道と垂水市道宮田線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と垂水市道花子線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と垂水市農道市木城山線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同農道を同農道と垂水市農道吉永線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同農道を同農道と垂水市農道柿木山線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同農道を同農道と垂水市農道城山中央線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同農道を同農道と垂水市農道城山線へ通ずる道路（通称農道比葉野線）との交点方向へ進み同点に至り，同点から同道路を垂水市農道城山線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同農道を同農道と垂水市道垂水31号線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と垂水市道垂水26号線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と垂水市道49号線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成25年 11月1日 から平成 35年10月 31日まで	銃器

鹿児島県告示第1117号

平成25年10月7日の台風第24号災害に関し，同日から与論町の区域に災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく救助を実施することとした。

平成25年10月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1118号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により，次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成25年10月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーションコスモス	薩摩川内市東開聞町3番1号神田ハイツ1F	医療法人大誠会	薩摩川内市神田町11番20号	帖佐 理子	平成25年10月15日	介護予防訪問看護

鹿児島県告示第1119号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、霧島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年10月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（霧島市航空写真撮影（写真地図作成））
- 2 作業の期間 平成25年10月8日から平成26年3月31日まで
- 3 作業の地域 霧島市全域

鹿児島県告示第1120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成25年10月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年10月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	豊後迫隼人線	霧島市霧島川北字場集田102番15地先から同市霧島川北字下桑原8番1地先まで	前	6.4～28.7	726.4
			後	10.4～40.7	721.1

鹿児島県告示第1121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成25年10月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年10月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	豊後迫隼人線	霧島市霧島川北字場集田102番15地先から同市霧島川北字下桑原8番1地先まで	平成25年10月29日

鹿児島県告示第1122号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日

までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

平成25年10月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 鹿児島都市計画道路
- (2) 名称 1・4・1号鹿児島東西線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

鹿児島市上荒田町，上之園町，中央町，武一丁目，武二丁目，武三丁目，武岡一丁目，田上六丁目及び田上七丁目の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課並びに鹿児島市街路整備課

4 縦覧期間及び時間

平成25年10月29日から同年11月12日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

公 告

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成25年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成25年10月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 調達をする物品等の種類

物品の購入（防護マスク及び防護マスクフィルター）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（資格審査要綱第1条の2第4号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

- (4) 調達をする物品の特質により、(1)から(3)までに規定する資格以外に必要な資格を定めることがある。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

(1) 申請の方法

所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

ア 所定の営業概要書

イ 所定の誓約書

ウ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

エ 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証する書類（個人の場合に限る。）

オ 納税証明書

（ア）消費税について未納の税額がないことの証明書

（イ）鹿児島県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる営業所を有するものにあつては、主たる営業所の所在地の都道府県税）について未納の税額がないことの証明書

カ 印鑑証明書

キ 財務諸表（法人にあつては申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書を提出する年の前年分の所得税確定申告書の写し）

ク その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成25年10月29日から同年11月19日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のアからキまでのいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 資格審査要綱第6条第1項又は第2項の規定により入札参加資格を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者

ウ 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

エ 営業開始後1年を経過していない者又は営業を停止し、若しくは休止した者で営業再開後1年を経過していないもの。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。

オ 暴力団

カ その役員等が、次のいずれかに該当する法人又は個人

（ア）暴力団員

（イ）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

- (ウ) 暴力団又は暴力団員に対していかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- キ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
- (5) 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
 - (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間
入札参加資格を取得した日から平成26年9月30日までとする。
- 5 競争入札の公示の方法
競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年10月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入をする物品等の名称及び数量
 - ア 防護マスク 800個
 - イ 防護マスクフィルター 3,100個
 - (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
入札説明書による。
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
 - エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
 - オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は

個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

(4) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成25年12月10日午前11時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年12月10日午後2時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）出納局管財課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ㄱ) 交付場所 (2)に同じ。

(ㄴ) 交付期限 平成25年12月9日午後2時

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(6)のイの(ㄴ)に同じ。

5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面

を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

12 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

13 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

a Fullface Type Chemical Cartridge Respirator 800piece

b Cartridge with particalate filter 3,100piece

(2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the bid explanation form

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

11:00 a.m. 10 December 2013

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3826

FAX 099-286-5643

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第43号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年10月29日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

2の表に次のように加える。

209	介護付有料老人ホーム光里苑	いちき串木野市湊町2744番地1
-----	---------------	------------------

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第116号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成25年10月29日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
回胴式遊技機	ハイディングドラゴン	株式会社エマ	3S0755
回胴式遊技機	パチスロ仮面ライダーZ R	タイヨーエレクトリック株式会社	3S0776
回胴式遊技機	スゴスローC	ネット株式会社	3S0780
回胴式遊技機	魔法少女まどか☆マギカA	株式会社メーシー	3S0820